

市内で飲食店等を営んでいる事業者の皆様へ

飲食店等緊急支援給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、再度の緊急事態宣言が首都圏等に発令されたことを踏まえ、新庄市でも影響の大きい事業者の皆様に対して事業継続の一助としていただくため、昨春に続き給付金をお支払いいたします。

◆ 対象者（※原則、市税に滞納がある場合は対象外となります。）

令和2年12月28日以前に市内で開業（開店）し、以下の表に記載した事業を営む事業者（売上減少等の要件はありません。）

◆ 支給内容（※事業の状況により複数の業種への申請が可能です。）

対象業種	支給額
飲食店 配達・持ち帰りのみを行う方と一般消費者向けに常時飲食の提供を行っていない方は除く	1店舗※につき100,000円 ※市内に所在する店舗のみ対象。
旅行業	
ホテル、旅館 合宿所、下宿、学生寮等は除く	定員数1名につき10,000円
タクシー業 運転代行業	営業車両数1台※につき30,000円 ※令和2年12月28日現在の自己保有の登録車両台数、ただし福祉タクシー車両は除く。
貸切バス業	営業車両数1台※につき50,000円 ※令和2年12月28日現在の自己保有の登録車両台数で常時貸切バスとして使用している車両に限る。

◆ 申請方法及び申請期限（※裏面の記載例を参考にご記入ください）

同封の申請書に必要事項を記入し、押印のうえ下の必要書類を添えて、

下記送付先に**原則郵送にて提出**してください。申請期限は**令和3年2月26日（金）**※当日消印有効

◆ 必要書類（※各業種で必要書類が異なりますのでご注意ください）

- ・全業種共通 振込口座の写し（口座名義人（カタカナ）の記載されたページ）
- ・飲食店 全店舗分の食品衛生法第52条の規定による許可を受けたことが分かる書類の写し
- ・旅行業 全店舗分の旅行業法第3条の規定による登録を受けたことが分かる書類の写し
- ・ホテル、旅館 ①旅館業法第3条の規定による許可を受けたことが分かる書類の写し
②①の許可を受けた定員数が分かる書類の写し
- ・タクシー業、貸切バス業 道路運送法第4条の規定による許可を受けたことが分かる書類の写し
- ・運転代行業 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定による認定を受けたことが分かる書類の写し
- ・タクシー業、貸切バス業、運転代行業 令和2年12月28日時点での営業車両数の分かる書類

申請書送付先
（お問い合わせ先）

〒996-8501 新庄市沖の町10番37号
新庄市 商工観光課 企業立地・商工振興室
TEL:0233-29-5847 FAX:0233-22-0989